

地域包括支援センター一覧

要支援 1・2の方

初めてサービスを利用希望の方

下記の一覧表の地域包括支援センターに、ご相談ください。

引き続きサービスを利用希望の方

担当ケアマネジャーに認定結果をご連絡ください。

※要介護の方は裏面をご覧ください。

市外局番：0282

お 問 合 せ 先		
栃 木 地 区	栃木中央地域包括支援センター	21-2245・2246
吹 上 地 域 (皆 川 地 区) (寺 尾 地 区)	吹上地域包括支援センター (皆川地区包括支援センター) (寺尾地区包括支援センター)	31-1002 (代表:吹上包括)
国 府 地 域 (大 宮 地 区)	国府地域包括支援センター (大宮地区包括支援センター)	27-3855 (代表:国府包括)
大 平 地 域	大平地域包括支援センター	43-9226
藤 岡 地 域	藤岡地域包括支援センター	62-0911
都 賀 地 域 (西 方 地 域)	都賀地域包括支援センター (西方地域包括支援センター)	29-1104 (代表:都賀包括)
岩 舟 地 域	岩舟地域包括支援センター	55-7782

○地域包括支援センターとは？

地域で暮らす高齢者の方を、介護、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となり、いつまでも住みなれた地域で生活していけるよう、支援します。

●介護予防マネジメント

要支援、特定高齢者（生活機能の低下に不安がある高齢者）の方が、要介護になることを未然に防ぎ、また、介護が必要な人でも、できるだけ機能を改善するよう、状態に合わせたサービスの利用計画を作成します。

●地域支援の総合窓口

高齢者の方やその家族の、介護や福祉・保健・医療に関する悩み、相談を受け、総合的な支援をします。

●権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の方の人権や財産を守る権利擁護事業として、成年後見人制度の活用促進や、虐待の早期発見・防止を進めます。